

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：平成29年7月13日（平成29年（行情）諮問第295号）

答申日：平成29年11月16日（平成29年度（行情）答申第326号）

事件名：特定の会合等に関するWEBで公開されていない記録の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「別紙の面談と会合、オブザーバー参加した会合の議事録、議事メモ、録音素材など、WEBで公開されていない配布資料など、面談の記録にあたるもの。（議事要旨とWebで公表されている配布資料は除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月12日付け原規規発17011210号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び公開決定を求める。

2 審査請求の理由

原処分において不開示とした理由「該当する行政文書について、原子力規制委員会は取得も作成もしておらず、現在保有していないため」とある。しかし、公開を求めた文書は、被規制者との面談（別紙に記載）の「議事録、議事メモ、録音素材など、WEBで公開されていない配布資料など、面談の記録にあたるもの」である。WEBには、議事要旨と配布資料のみが公開されている。議事要旨を作成するためには、議事録や、議事メモ（速記録など）、録音素材などのすべてもしくはいずれかが必要なはずである。これらの面談は、「日本のプラントメーカーに納品されている鍛造製品の炭素偏析の可能性に関する原子力規制庁の評価」を決定する非常に技術的かつ重要な面談で、その結果は、11月22日に公表された「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の結果等について」に反映されており、議事録や議事メモを一切作成しないということは社会通念上考えにくい。また、議事要旨を決定する会合に参加した職員がそれぞれの記録を突き合わせる必要があるはずである。議事録やメモに頼らず、記憶だけに頼って議事要旨を決定、了承すること

は考えられない。

今回の決定はなお、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の精神に反する。同法は以下のように述べているが、今回公開されている議事要旨は簡易にすぎ、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」ができない。より詳細な記録の開示を求める。

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

なお、第二条で「行政文書」を以下のように定義している。

第二条 「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）

そして、第四条で次のように定めている。

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成28年12月14日付けで、法3条の規定に基づ

き、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求を行った。

- (2) 処分庁は、本件対象文書について、取得も作成もしておらず、現在保有していないため、平成29年1月12日付けで、不開示する原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象文書に該当する文書は存在しないとする原処分は誤った処分である旨主張しているため、以下、検討する。

議事要旨を作成及び決定するためには議事録や議事メモ（速記録など）、録音素材等が必要であるという旨の審査請求人の主張を受け、開示請求時に本件対象文書の有無について確認済みであるが、念のため再度確認を行い本件対象文書は存在しないことを改めて確認した。

処分庁において、面談等に参加した職員がメモ等を作成していた事実はあるが、これは、当該職員が議事要旨を作成するに当たって参照するために作成したものであり、当該職員が単独で使用している。このため、当該メモは他の職員に提供するなど組織的に利用した事実がないことから、公文書管理法2条4項に規定する「行政文書」には該当しない。また、当該議事要旨の内容が確定した時点で、当該メモは役割を終え破棄されているところである。なお、以上の点については、平成25年10月31日答申書（平成25年度（行情）答申256号）においても妥当と認められているところである。

なお、公開されている議事要旨には、事業者との面談内容として原子力規制庁の要求及びそれに対する事業者の回答が記載されており、議事要旨及び配布資料等も公開されていることから平成28年11月22日の原子力規制委員会において決定された「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の結果等について」に至る過程を辿ることができる。そのため「当該行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程及び当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証すること」は可能である。

以上より、審査請求の理由は適当ではないと考えられ、本件対象文書について、処分庁は、行政文書を取得も作成もしていないため開示しないこととした原処分を維持することが適当と考える。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件対象文書を取得も作成もしておらず、現在保有していないため、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年11月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げられた面談・会合（以下「本件面談等」という。）の議事録等面談の記録にあたるもの（議事要旨とWebで公表されている配布資料は除く。）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 処分庁では、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）」（以下「方針」という。）において、処分庁で行われる規制の内容について議論する会議（日程や現状の報告等の事務的な情報共有に関するものは除く。）については、その形式を問わず、原則としてその内容を公開するとともに、被規制者等との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原子力規制委員会ウェブサイト（以下「委員会ウェブサイト」という。）等で原則公開する旨定めている。

このうち、本件面談等を含む会議については、日程・参加者、議事要旨及び資料（以下「議事要旨等」という。）を、会議等終了後原則1週間以内に公開することとしている。

イ 本件面談等（平成28年8月から11月にかけて実施）については、上記方針に基づき、議事要旨等を委員会ウェブサイトに掲載しているところである。

ウ 上記議事要旨等の作成に当たっては、本件面談等の終了後、出席した職員が個人的に作成・保有していたメモ等（以下「個人メモ等」という。）を元に速やかに作成し、同席していた課の長等による内容の確認を得たのち委員会ウェブサイトに掲載したが、当該個人メモ等については、議事要旨等の内容が確定した時点で廃棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

(2) 当審査会事務局職員をして方針及び委員会ウェブサイトを確認させたところ、その内容は諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりと認められる。

さらに、上記（１）ウの個人メモ等については、本件面談等に出席した職員が議事要旨等を作成するための備忘録として作成したものとすると、個人メモ等の行政文書該当性の点はともかく、当該議事要旨等の内容が確定した時点でこれらを廃棄した旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、原子力規制委員会において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、原子力規制委員会において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

(別紙)

以下、被規制者との面談記録 規制制度に関するものより抜粋

2016年8月17日

日本鑄鍛鋼株式会社製鍛造鋼の健全性に関する面談

2016年9月9日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する面談

2016年9月27日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年9月30日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する日本鑄鍛鋼株式会社との面談

2016年10月5日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関するJFEスチール株式会社との面談

2016年10月7日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する電気事業者及び日本鑄鍛鋼株式会社との面談

2016年10月7日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する株式会社日本製鋼所との面談

2016年10月12日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する電気事業者及び日本鑄鍛鋼株式会社との面談

2016年10月14日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する電気事業者及び日本鑄鍛鋼株式会社との面談

2016年10月17日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年10月21日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年10月27日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年11月2日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年11月4日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年11月8日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する電気事業者及び日本鑄鍛鋼株式会社との面談

2016年11月9日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

2016年11月9日

仏国原子力安全局（ASN）による日本鑄鍛鋼株式会社の現地調査へのオブザーバー参加について

2016年11月10日

仏国原子力安全局（ASN）による日本鑄鍛鋼株式会社の現地調査へのオブザーバー参加について

2016年11月16日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する事業者との面談

以下，原子力規制委員会 3 人以上の委員打合わせ より抜粋

2016年11月11日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について

委員名 田中俊一委員長，更田豊志委員，田中知委員，伴信彦委員

2016年10月13日

仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について

委員名 田中俊一委員長，田中知委員，伴信彦委員